

平成 27 年 7 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」に対する意見

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

日本公認会計士協会 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」等において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針につき、基本的な取扱いを踏襲しつつ、明確化や改善を行い引き継ぐことに関しては賛同する。ただし、公開草案で示された質問に対する回答として提示する以下の懸念事項に関して、留意いただきたい。

#### ○ 質問 3 について

同意しない。
--------

(理由)

課税所得は企業の実態ベースのほか、能動的なタックス・プランニングに伴う影響が反映されていることも想定され、課税所得の発生と実態の企業業績の安定性は相関しないこともあり得る。課税所得を会計の判断材料とした場合にこのような運営の制約となることも想定される。したがって、課税所得にもとづく要件に変更するのではなく、監査委員会報告第 66 号を踏襲して、会計上の利益、例えば経常利益や税引前当期純利益で業績の安定性を判断するのが妥当ではないかと考える。

また、公開草案第 19 項 (1) に定めている「安定的に課税所得が発生している」ことは、(3)の「重要な税務上の欠損金が生じていない」ことと結果的に同じであると考えられるため、要件としても不十分である。

○ 質問 4について

公開草案「結論の背景」第 74 項の記載を以下のとおり、下線部および取消線により変更いただきたい。

「(略)

しかしながら、このようなケースで~~は~~も、(分類 2) に該当する企業においては長期的に安定して一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれるため、スケジューリングが可能となった場合、相殺できる課税所得（すなわち、当該上場株式の減損に係る将来減算一時差異以外の将来減算（加算）一時差異の解消額を減算（加算）した後の課税所得）が生じる可能性があれば、一定の回収可能性を認め得る余地があると考えられる。

(略)」

(理由)

仮に公開草案第 74 項の記載とした場合には、株式の売却時期の意思決定は行っていないが、市場環境、保有目的、処分方針等を勘案すると将来のいずれかの時点で売却する可能性が高いと見込む場合で、全体の課税所得がその金額（株式に係るスケジューリング不能な将来減算一時差異の額）を上回る水準であれば、合理的な説明がなくとも、一律に回収可能性を有すると自動的に判断される可能性がある。

その結果、将来的に損金に算入される可能性が極めて低いスケジューリング不能な将来減算一時差異の額についても一律に繰延税金資産の計上対象となる可能性があり、結果的に企業の実態を表さない財務諸表が作成される懸念がある。

したがって、回収可能性を有すると判断されるためには、合理的な説明が求められることを明確にするべきである。また、合理的な説明のタイミングにより会計処理が異なることは整合性を欠く懸念があることを踏まえ、後述する（質問 8-3）における適用初年度の取扱いの論点に関しても、慎重に検討する必要があると考える。

○ 質問 7-1について

注記事項の追加については慎重に検討すべきである。

(理由)

一時差異と評価性引当額を紐付けて開示した場合、一時差異の無税化の可能性に対する判断が開示の中で現れる可能性がある。

銀行業においては一時差異に占める与信取引に付随する貸倒引当金・有価証券評価損のウェイトが高いが、分類 3 または 4 に該当する場合、特定先で大口の一時差異が発生した場合に、この一時差異に対する中期的な回収可能性の判

断（与信方針等）が現れる懸念があり、銀行業のビジネスを阻害する可能性がある。また、注記事項の追加については上記の論点以外にも検討が行われているが、今後の検討に関しては、別紙2の第9項（2）に記載のとおり、全体的な便益やコスト、利用者への有用性等を踏まえ、慎重に検討いただきたい。

○ 質問 8-3 について

同意しない。

適用による期首時点の影響額は、「会計方針の変更」として利益剰余金に加減するのではなく、「見積りの変更」として当期の損益に計上すべきである。

（理由）

公開草案第4項に、「したがって、繰延税金資産として計上すべき金額は、～見積額である」と定義しているように、繰延税金資産の算定は、全体が会計上の見積りであり、その見積りの変更の結果としての影響額は、損益に反映させるべきである。

加えて、公開草案第53項に記載のとおり、基本的に、監査委員会報告第66号等の内容を踏襲しており、会計方針の変更に該当する部分が適用指針案で示されたどの部分か不明確であるため、会計上の見積りの変更と同様に損益に反映させることが適切であると考えます。

また、繰延税金資産の計上後、実際に税負担が発生した場合には、損益を経由して繰延税金資産を取り崩すことになることを踏まえると、計上段階で損益を経由しない場合には、計上時と取り崩し時で処理が不整合となる懸念がある。

以 上